

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費
 その他社会保障施策に要する経費

(歳入)

・市町村交付金（社会保障財源化分）

105,803 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

1,706,212 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	R2 決算額	一般財源					
		国県支出金	地方債	その他	うち引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）		
社会福祉 ・生活保護 ・児童福祉 ・母子福祉 ・高齢者福祉 ・障害者福祉 など	民生総務費	15,851	10,300		3,550	2,001	230
	福祉総務費	25,347	2,681		221	22,445	2,583
	遺家族援護費						
	身体障害者等福祉費（障害者自立支援給付費）	296,456	206,307		5,113	85,036	9,786
	老人福祉費	10,756	995			9,761	1,123
	老人福祉施設費	281				281	32
	老人保護措置費	80,909			12,596	68,313	7,861
	在宅福祉費	7,732	700		325	6,707	772
	児童福祉総務費	118,122	49,309	18,100	15,000	35,713	4,110
	保育所運営費	234,996	168,243		1,771	64,982	7,478
	児童館運営事業費	531				531	61
	子育て支援事業費	267				267	31
	児童手当費	76,651	67,972			8,679	999
	小計	867,899	506,507	18,100	38,576	304,716	35,066
社会保険 ・国民健康保険 ・介護保険 など	国民健康保険事業費	74,768	41,885			32,883	3,784
	介護保険事業費	231,930	21,674			210,256	24,196
	後期高齢者医療事業費	60,313	36,817		12,739	10,757	1,238
	小計	367,011	100,376		12,739	253,896	29,218
保健衛生 ・医療に係る施策 ・予防対策 ・健康増進対策 など	健康づくり対策費（健康長寿のまちづくり推進事業）	1,436				1,436	165
	保健事業費	61,588	33,312		686	27,590	3,175
	病院費（繰出金）	408,278	76,500			331,778	38,180
	小計	471,302	109,812		686	360,804	41,520
計	1,706,212	716,695	18,100	52,001	919,416	105,803	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

人件費（職員給与費）及び事務費は除きます。よって、予算額とは一致しません。

本表は、消費税率引き上げに伴う財源の充当先（社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）」を示すもの（総務省事務通達）であり、下記は其中で使用される用語及び事例を抜粋したものです。

※1

社会保障4経費：制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※2

その他社会保障施策に要する経費：社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策

※3

社会福祉：生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること

事例)生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉 など

※4

社会保険：保険的方法によって社会保障を行う制度の総称で、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度

事例)国民健康保険、介護保険、年金 など

※5

保健衛生：国民の健康を保つための施策

事例)医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策 など